

令和7年度山口県 第二種免許取得支援事業費補助金

乗合バス・タクシー事業者を対象として、短時間勤務従業員の
第二種免許取得費用を支援します！

補助対象
事業者

山口県内に本社又は営業所を有している
乗合バス事業者・タクシー事業者

対象事業

短時間勤務従業員の
大型第二種・普通第二種免許の取得費用

※ 第二種免許取得後、県内において3か月以上運転士として
雇用する必要有

補助率及び
補助額

| 事業者 | 補助率 | 補助限度額 |
|---------|----------------|----------|
| 乗合バス事業者 | 対象経費の 1 / 2 | 27万円 / 人 |
| タクシー事業者 | | 12万円 / 人 |

対象期間

令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

※ 対象期間内に第二種免許取得のための教習を修了する必要有

※ 3月～4月の年度をまたいだ教習は対象外

申請
期間

令和7年4月1日(火)～令和8年3月13日(金)

※ 申請は先着順で受付し、予算額に達し次第、
申請期間中であっても受付を終了します。

詳細はこちらから

山口県 交通政策課

